

第6章 自分に合った環境で安心して暮らせるために

高齢者が安心して暮らし続けるためには、まずは自分に合った住まいを選択することが重要です。併せて、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、さまざまな在宅支援サービスの提供や高齢者に配慮した住まい・施設を確保することが必要です。

さらに、犯罪などの被害に遭わないよう周知啓発に取り組み、また災害に対して事前に備えることで、安全で安心なまちづくりを進めます。

1 高齢者の在宅生活と住まい方の支援

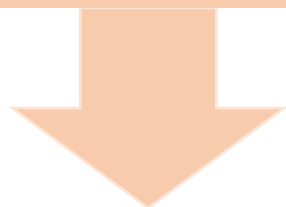
住まいは生活の基盤となります。高齢者の住まいの選択肢は、持ち家や賃貸住宅から特別養護老人ホームなどさまざまありますが、どのような住まいを希望するかは一人ひとり異なります。また、多くの人が住み慣れた自宅で生活することを望んでいます。

【要介護認定を有する高齢者アンケートの調査結果から】

1 今後の生活はどのように送りたいですか。

○自宅での生活を続けたいと回答した人は72.0%、施設等に入所したいと回答した人は8.1%いました。

2 最期は自宅で迎えたいと思うが、階段など家へたどり着くまで困難なうえ、部屋の中もバリアフリーになっていないため、実際は困難、という自由意見がありました。



住み慣れた自宅での生活が継続できるよう、さまざまな在宅支援サービスの周知を図るとともに、身体状況、家族構成、経済状況などが異なる中で、希望に合った住まいの選択が可能となるよう、高齢者に適した住まいや住まい方があることを周知し、希望した生活が継続できるよう支援します。

(1) 在宅生活の支援

◇住み慣れた自宅に住み続けられるよう、さまざまな支援サービスの周知を図ります

◇介護保険サービス、市独自のサービスを実施し在宅生活を支援します

① 地域資源情報の収集と周知

高齢者の暮らしを助けるために、地域住民、NPO団体、協同組合、ボランティア団体、民間企業など多様な主体によるさまざまなサービスが提供されています。

例えば、住民主体によるごみ出し・電球の交換等の生活支援サービス(※1)や、民間事業者による買い物・宅配サービス、介護保険外の訪問介護や訪問看護のサービス等であり、これらのサービス情報を総称して地域資源情報といいます。

地域資源情報を、サービス種別や地区ごとに検索できるWEBサイト「横須賀市生活に役立つ地域の情報」を公益社団法人かながわ福祉サービス振興会と共同で運営しています。地域資源情報のほか介護事業所や医療機関の情報など、生活に必要な情報を同一のページに集約することで、市民に分かりやすく周知します。

また、市地域福祉課、地域包括支援センターなどの窓口において、相談者の相談内容に応じて地域資源情報を紹介します。併せて、インターネットを利用できない人に対して、地域資源情報一覧を窓口などで配布します。

※1 生活支援サービス…第5章の1(3)生活支援体制整備事業の推進
46～52ページに記載



横須賀市
生活に役立つ地域の情報

【WEB サイト「横須賀市生活に役立つ地域の情報」検索画面】

種別から探す

 身近な相談窓口 続きを読む	 ごみ出し、草取り、片付け等の生活支援 続きを読む	 体操や茶話会等交流の場や認知症カフェ 続きを読む	 買い物・宅配・見守りサービス 続きを読む
 訪問看護・リハビリ(保険外サービス) 続きを読む	 その他のサービス 続きを読む	 介護タクシー 続きを読む	お住まいの地域から検索の方はこちら 続きを読む

② 介護保険制度の利用とサービス種類

病気やけが、認知症状などにより、介護が必要になった高齢者のため、介護保険制度があります。要介護・要支援状態となっても、介護保険による各種サービスを利用して、自宅での生活を継続することができます。

介護保険のサービスを利用するには、市介護保険課に認定の申請をする必要があります。申請後、認定調査、審査等を行い、要介護1～5・要支援1・2・非該当に区分されます。介護保険の介護サービスが利用できるのは要介護1～5の人です。要支援1・2の人は介護保険の介護予防サービス等が利用できます。

要介護・要支援状態となった高齢者が必要なサービスを利用できるよう、介護人材の確保・定着支援(※1)や施設整備(※2)等を行います。

※1 介護人材の確保・定着支援は、第5章3(2)介護人材の確保・定着支援と業務の効率化87～92ページに記載

※2 施設整備は、第7章2介護保険施設および介護保険事業所の整備計画140～144ページに記載

【介護保険のサービス】

区分	サービス	サービスの内容	備考
居宅介護サービス／介護予防サービス	訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助が受けられる	☆
	訪問入浴介護	介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、浴槽の提供を受けて、入浴介護が受けられる	◎
	訪問看護	原則、通院困難な利用者が、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けられる	◎
	訪問リハビリテーション	原則、通院困難な利用者が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、リハビリテーションを受けられる	◎
	居宅療養管理指導	原則、通院困難な利用者が、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導を受けられる	◎
	通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター等の施設で、食事や入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練等が日帰りで受けられる	☆
	通所リハビリテーション	医療機関や介護老人保健福祉施設等で、食事や入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のためのリハビリテーションが日帰りで受けられる	◎
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホーム等に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられる	◎
	短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	医療機関や介護老人保健施設等に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられる	◎

区分	サービス	サービスの内容	備考
居宅介護サービス／介護予防サービス	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している人が、日常生活上の支援や機能訓練を受けられる	◎
	福祉用具貸与	自立した生活を目指すため、福祉用具の貸与を受けられる(詳細は113～114ページ)	◎
	福祉用具購入	入浴や排せつに用いる、貸与になじまない福祉用具の購入費の一部支給を受けられる(詳細は113～114ページ)	◎
	住宅改修	改修前に市に申請した上で、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給される	◎
	居宅介護支援(介護予防支援)	ケアマネジャーが、利用者の心身の状況、生活環境に応じたケアプラン(介護予防ケアプラン)を作成し、適切なサービスが提供されるよう連絡・調整する	◎
地域密着型介護サービス／地域密着型介護予防サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて定期的な居宅訪問や随時通報による対応をしてもらい、食事・排せつなどの身体介護や日常生活援助、療養上の世話などを受けられる	
	夜間対応型訪問介護	夜間帯に排せつなどの身体介護のための居宅訪問や、随時通報による緊急時の対応を受けられる	
	地域密着型通所介護	小規模なデイサービスセンター等の施設で、食事や入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練等が日帰りで受けられる	
	認知症対応型通所介護	認知症の利用者がデイサービスセンターやグループホーム等の施設で食事や入浴等の日常生活上の支援、生活機能向上のための機能訓練等が日帰りで受けられる	◎
	小規模多機能型居宅介護	利用者の選択に応じて施設への通いを中心に訪問介護や短期間の宿泊を組み合わせたサービスを受けられる	◎
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症の利用者が家庭的な環境で共同生活し、食事や入浴等の日常生活上の支援や機能訓練等を受けられる	※
	地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な有料老人ホーム等に入居している人が、日常生活上の支援や機能訓練を受けられる	
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	小規模な特別養護老人ホームに入居している人が、日常生活上の支援や機能訓練を受けられる	
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	利用者の選択に応じて施設への通いを中心に訪問介護や短期間の宿泊に加え、訪問看護を加えたサービスを組み合わせる	

◎ 要支援1・2の人が利用できるサービス

☆ 介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者と要支援1・2の人が利用できるサービス

※ 要支援1の人は対象外

また、自宅での生活を続けることが難しい利用者が、入所してサービスを受けられる介護保険の施設があります。介護保険以外を含む高齢者向け施設は116・117ページに(3)高齢者の多様な住まいとして記載しています。

【介護保険の施設サービス】

区分	サービス	サービスの内容
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して介護サービスを受けながら生活する施設
	介護老人保健施設	在宅復帰を目指している人が、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、機能訓練や必要な医療・介護を受けられる
	介護療養型医療施設	長期にわたって療養が必要な人が、可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、機能訓練や必要な医療・看護・介護を受けられる
	介護医療院	長期にわたって療養が必要な人が、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを受けられる

③ 本市独自の在宅支援

要介護認定者等に対して、介護保険法で定められたサービス以外に、本市独自の在宅支援サービスを実施します。

令和3年度から、「イ 寝具丸洗いサービス事業」と「ウ 出張理容等サービス事業」を介護保険法上の保健福祉事業に位置付けて実施します。

ア 紙おむつ支給事業の実施

要介護3～5または要介護1・2で医師からおむつが必要と診断された65歳以上の在宅高齢者を対象に、紙おむつを支給しています。平成30年10月から助成額の上限を月額3,000円から月額2,700円に変更しました。

【紙おむつ支給事業利用人数】

区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数	4,399人	4,758人	4,840人	3,680人	3,840人	3,980人

※令和2年度は見込み量

※令和3年度以降は予定している支給要件の変更を反映した見込み量

イ 寝具丸洗いサービス事業の実施

要介護3～5または要介護1・2で医師からおむつが必要と診断された65歳以上の在宅高齢者を対象に、年間最大4枚の寝具丸洗いサービス利用券を交付しています。平成31年4月から1回あたり500円の自己負担額を導入しました。

【寝具丸洗いサービス事業利用人数と利用延件数】

区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数	1,824人	1,780人	1,782人	1,820人	1,850人	1,890人
利用延件数	5,186件	3,618件	3,582件	3,660件	3,750件	3,820件

※令和2年度以降は見込み量

ウ 出張理容等サービス事業の実施

要介護3～5で65歳以上の在宅高齢者を対象に、自宅等で理美容サービスが受けられるサービス利用券を年間最大6枚交付しています。平成31年4月から1回あたりの自己負担額を500円から1,000円に変更しました。

【出張理容等サービス利用人数と利用延件数】

区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数	1,791人	1,845人	1,933人	1,950人	1,970人	1,990人
利用延件数	7,411件	6,860件	7,399件	7,470件	7,550件	7,620件

※令和2年度以降は見込み量

エ 施設入浴サービスの実施(市町村特別給付)

部屋が狭いなどの理由で自宅での訪問入浴が適さず、かつ通所介護(デイサービス)等の利用が困難で入浴の機会を確保することができない要介護1～5の人を対象に、施設などの特殊浴槽を利用して入浴の機会を提供します。(※)

オ 搬送サービスの実施(市町村特別給付)

外出困難な谷戸などの高台に自宅があり通院などが困難な要介護1～5、要支援1・2の人を対象に、自宅から移動車両まで搬送するサービスを実施します。(※)

※ 実績は第7章 1(1)介護保険サービスの利用状況136ページに、見込み量は第7章3(2)介護保険サービス量の推計153ページに記載

高齢者の移動支援・外出支援について

介護保険に関するアンケートの調査結果から、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、最も多く回答があったのが移送サービス、次いで外出同行となっています。高齢者の移動に対する不安や関心の高さが分かります。

介護保険制度では外出が困難な人に向けて、次のような外出支援を行っています。

ア 通院等乗降介助（訪問介護・・・108ページに記載）

通院や日常品の買物などが目的で介護タクシーや福祉有償運送を利用して外出する場合、外出の準備、車両までの移動、乗り降りの介助、目的地までの移動の介助が受けられます。運賃等の支援はありません。

イ 身体介護における外出支援（訪問介護・・・108ページに記載）

通院や日常品の買物などが目的で徒歩、バス、一般のタクシーなど、上記ア以外の方法で外出する場合、外出の準備、交通機関への移動や乗り降りの介助、目的地までの移動の介助が受けられます。運賃等の支援はありません。

ウ 搬送サービス（市町村特別給付・・・111ページに記載）

外出困難な谷戸などの高台に自宅があり通院などが困難な要介護1～5、要支援1・2の人は、自宅から移動車両まで搬送するサービスが受けられます。

また、外出が困難ではないが、一人で買い物や通院をすることに不安を感じている人がいます。地域では、住民主体による有償の生活支援サービス（49ページに記載）やボランティア（54ページに記載）などの付き添い支援が行われています。

高齢者の中には、元気であっても外出の機会が減り家に閉じこもりがちになる人もいます。外出のきっかけづくりを支援するために、市内のバス路線が定額で乗り放題となる「はつらつシニアパス」（20ページに記載）を発行しています。

(2) 住環境の整備

- ◇日常生活の自立を助けるため、居住環境を整える支援を行います
- ◇住み慣れた地域で暮らし続けるため、希望する人に対して賃貸住宅や市営住宅への住み替えを支援します

① 居住環境の整備

住み慣れた自宅であっても、加齢とともに手すりが必要になったり、段差につまずくようになったりします。

日常生活の支障となる段差などを解消し、住みやすい環境へ整えるため、介護保険による住宅改修費の支給や、福祉用具の貸与および購入費を支給します。

また、築年数が経過した在来工法の木造住宅に対し、耐震補強等の費用を助成することで、住宅の安全を確保します。

ア 住宅改修費の支給

要介護・要支援認定を受けた高齢者に対して、自宅内の転倒を最小限に防ぎ、高齢者本人の移動を支援するため、住宅改修費を支給します。

※ 実績は第7章1(1)介護保険サービスの利用状況133・134ページに、見込み量は第7章3(2)介護保険サービス量の推計151・152ページに記載

【住宅改修費の支給対象工事】

- | | |
|---------------------------|--------|
| ①手すりの取り付け | ②段差の解消 |
| ③滑りの防止および移動の円滑化等のための床材変更 | |
| ④ドアの開閉を簡単にするため引き戸などへの取り換え | |
| ⑤和式便器から洋式便器への取り換え | |
| ⑥①～⑤の工事に伴い必要となる工事 | |

イ 福祉用具の貸与および購入費の支給

要介護・要支援認定を受けた高齢者に対して、日常生活の自立を助けるため福祉用具の貸与および購入費を支給します。

※ 実績は第7章1(1)介護保険サービスの利用状況133・134ページに、見込み量は第7章3(2)介護保険サービス量の推計151・152ページに記載

【福祉用具貸与一覧】

- | | |
|------------------|----------------------|
| ①車いす | ②車いす付属品 |
| ③床ずれ防止用具 | ④体位変換器 |
| ⑤特殊寝台 | ⑥特殊寝台付属品 |
| ⑦手すり | ⑧認知症老人徘徊感知機器 |
| ⑨歩行器 | ⑩歩行補助つえ |
| ⑪スロープ | ⑫自動排せつ処理装置(交換可能部品除く) |
| ⑬移動用リフト(つり具部分除く) | |

※原則、要支援1・2、要介護1の人は⑦、⑨、⑩、⑪のみ利用できます。

※⑫は、要介護4・5の人のみ利用できます。

(尿のみを自動的に吸引できるものは、要支援1・2、要介護1～3の人も利用できます。)

【福祉用具販売対象品目】

- | | |
|----------------|-------------------|
| ①腰掛便座 | ②入浴補助用具 |
| ③移動用リフトのつり具の部分 | ④自動排せつ処理装置の交換可能部品 |
| ⑤簡易浴槽 | |

ウ 耐震診断補強工事等の助成

自己所有・自己居住で、昭和56年5月31日以前に建築を着手した在来工法の木造建築に対し、耐震診断費用の一部を助成します。さらに、その診断の結果、倒壊の危険があると診断された場合には、耐震補強工事やそれに伴う図面作成、工事監理にかかる費用の一部を助成します。

耐震補強工事が困難な場合は、耐震シェルターまたは防災ベッドの設置費用の一部を助成します。

② 住まい探しの支援

家族構成の変化等によって、持ち家を手放し賃貸住宅に住み替えを希望する人や、賃貸住宅の住み替えを希望する人がいます。

高齢者が賃貸住宅を探す際に、「住まい探しの手順や市内の賃貸住宅の事情が分からない」、「高齢を理由に入居を断られないか不安」など、住まい探しに関する不安や疑問を抱えている場合があります。

高齢者が気軽に相談できる機会をつくるとともに、高齢者の住まい探しを支援する体制を整備していきます。

ア 高齢者・障がい者等の住まい探し相談会の開催

住宅を探している高齢者等が気軽に相談できるよう、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会に委託し、「住まい探し相談会」を月1回開催します。

相談会では、住まい探しの手順、市内の賃貸住宅などの情報提供のほか、地域情報や生活アドバイスなどを行い、住み替えを支援します。「住まい探しサポーター(ボランティア)」が同席し、アドバイスをを行うほか、相談会後に必要に応じて不動産店舗に付き添い、住まい探しをサポートします。

イ 不動産事業者等への協力依頼

本市ホームページにて、高齢者や障害者の住まい探しに協力する不動産店一覧を公表し、身近な場所で相談できる不動産店舗を広く周知していきます。

ウ 民間賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅制度

住宅セーフティネット法の改正に伴い、高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者(※1)の入居を拒まない民間賃貸住宅を都道府県等に登録する「新たな住宅セーフティネット制度」が創設されました。本制度も活用しながら、高齢者等の民間賃貸住宅への住み替えを支援していきます。

※1 住宅確保要配慮者…高齢者のほか、低額所得者、被災者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する人

③ 市営住宅における支援

単身高齢者の増加に伴い、連帯保証人を確保することがより困難となることが懸念されます。そのため、令和2年4月から市営住宅に入居する際に必要とした連帯保証人を廃止しました。また、市営住宅に申し込みの際は、60歳以上の高齢者がいる世帯について、優遇制度を適用し、高齢者の入居を支援します。

入居中の高齢者への支援として、緊急時に緊急連絡先の情報を共有するなど関係部局と連携し、高齢者が地域から孤立しない取り組みを進めます。

さらに、階段の昇降が困難な高層階に居住する高齢者に対して、階段の昇降負担を減らすため、低層階への転居を促進します。

(3) 高齢者の多様な住まい

◇高齢者自身が希望した住まいを選択できるよう周知するとともに、施設等の整備を行います

① 高齢者のための多様な住まい(施設)

若い時は、高台の住宅であっても急坂が苦にならず、車を利用することで、買い物や通院など容易にできていても、加齢に伴い体力が低下し、また、車の運転が難しくなると、日々の買い物にも苦勞する状況になります。

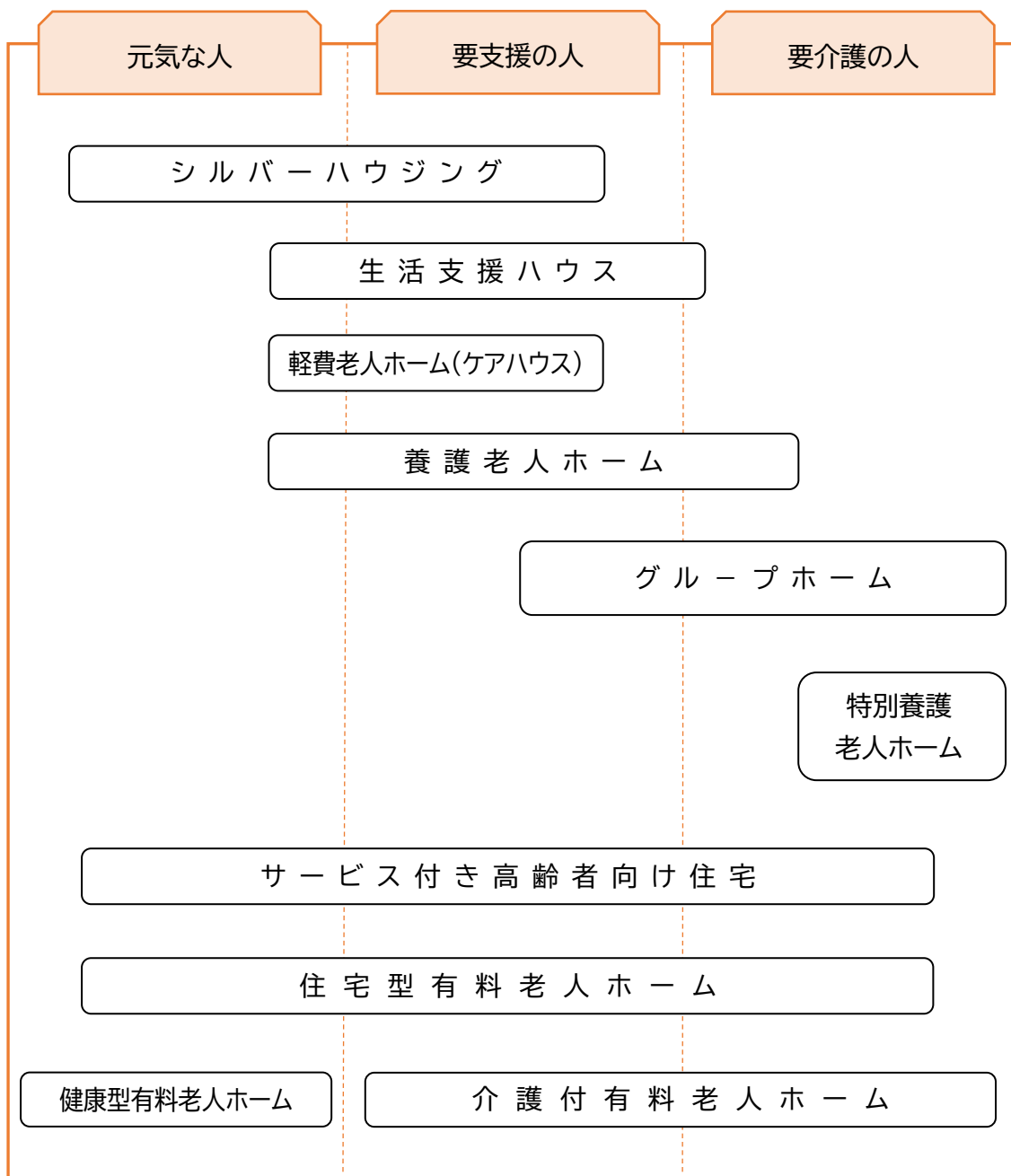
高齢者の身体状況、家族構成、経済状況、住環境などが一人ひとり異なる状況において、高齢者本人が希望に合った住まいを選択できるよう、高齢者に適したさまざまな住まい(施設)があることを周知し、併せて施設等の整備を行います。

※ 施設整備は、第7章2介護保険施設および介護保険事業所の整備計画140～144ページに記載

【高齢者向け施設(令和2年9月1日現在)】

種 類	概 要	市内施設数
シルバーハウジング	市営住宅に併設され、生活援助員から安否確認、生活相談、緊急時の対応などが受けられる施設	1 施設
生活支援ハウス	独立しての生活に不安がある人に生活相談や緊急時の対応、地域交流などが実施される施設	1 施設
軽費老人ホーム (ケアハウス)	自炊ができない程度の身体機能の低下により自立した生活に不安がある人を対象とした施設	3 施設
養護老人ホーム	経済的、環境的に在宅で生活することが困難な高齢者が入所する施設(入所判定は市が行う)	2 施設
グループホーム	認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴などの介助や機能訓練が受けられる施設	46 施設
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して介護サービスを受けながら生活する施設	21 施設
サービス付き 高齢者向け住宅	安否確認と生活相談が必須サービスの、比較的自立した高齢者が賃貸契約を結び入居する施設	8 施設
有料老人ホーム (住宅型・介護付・健康型)	入浴・食事・家事等の日常生活上必要なサービスを提供する施設(入所条件は施設により異なる)	(住宅型) 24 施設 (介護付) 19 施設 (健康型) 1 施設

【身体状況に応じた施設の区分イメージ図】



※ 身体状況の視点でどの住宅や施設が条件に合うかを区別できるように示しました。
(必ずしもこの図のとおり当てはまらない場合もあります。)

2 防犯・防災体制の整備

本市において、悪質化・多様化する消費者被害や、振り込め詐欺などの特殊詐欺など、高齢者が被害者となる犯罪が依然として多く発生しています。

また近年、大型化する台風や豪雨に伴い、全国的に被害が拡大している中で、高齢者の災害に対する不安が高まっています。

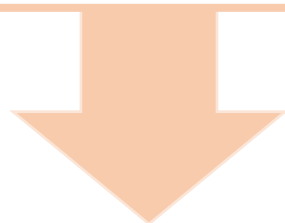
犯罪や災害以外にも、交通事故、火災などの被害に遭った人のうち、高齢者の占める割合が高い傾向にあります。

【一般高齢者アンケート・介護保険に関するアンケート調査結果から】

※アンケートに、防犯・防災に関する項目はありませんでした。

そのため、自由意見から引用しました。

- 1 消費生活センターに相談し、危ういところを救われたとの意見がありました。
- 2 他県・他市の台風被害に大変ショックを受け、自分のところだったらどうなるのだろうと不安を持ったとの意見がありました。



自分に合った環境で安心して暮らし続けるために、まずは高齢者自身が防犯・防災に対する意識を高め、被害を未然に防ぐことが重要です。

犯罪の手口や、防災等の対策について、一人でも多くの人に知ってもらうため、周知啓発に努めます。

また、高齢者等を支える地域を中心とした見守り・支援のネットワークを構築することで、防犯・防災体制を整備します。

(1) 防犯への取り組み

◇防犯活動と防犯意識の高揚に取り組み、安心して暮らせるまちづくりを進めます

① 地域防犯リーダーの養成と防犯活動物品の支給

安全で安心なまちづくりのため、町内会・自治会などの団体を対象に、「地域防犯リーダー」の養成講座を開催します。養成講座受講者が、地域安全パトロール活動を活発化させ、自主防犯活動の中心的な役割を担えるよう支援します。

さらに、地域における防犯活動を計画的に行う団体に対し、ジャンパーや帽子、誘導灯などの物品を支給し、活動を支援します。

② 事業者、警察と市の三者防犯協定の締結

市内で事業を展開する事業者と、警察、市の三者が協力し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す防犯に関する協定を締結しています。

協力内容は「よこすか安全・安心ステーション」と「よこすか安全・安心パトロール」です。ステーションは、高齢者や子どもが犯罪などの危険な状況に遭遇しそうになった場合などに安全な場所を提供し、警察等へ通報します。パトロールは、協力事業者が業務中に発見した不審者情報等を警察に通報します。

【協定を締結している事業者数(令和2年10月1日時点)】

区 分	団体および事業者数
安全・安心ステーション協定締結事業者	27 団体
安全・安心パトロール協定締結事業者	46 団体

【安全・安心パトロールステッカー】



③ 「よこすか防犯あんしんメール」の配信

市内で発生した、特殊詐欺・空き巣・ひったくり・車上狙い、不審者などの警察からの情報を、「よこすか防犯あんしんメール」登録者に配信します。令和元年度は年間108件を配信しました。

地域で発生した犯罪の種類や手口を知ってもらい、自身が犯罪に遭わないよう、また、地域での防犯活動の一助となるよう取り組みます。

④ 迷惑電話防止機能付き電話機等購入費の補助

電話などを通じて被害者と対面することなく信頼させ、指定した口座へ振り込ませるなどの方法で、不特定多数の人から現金などをだまし取る特殊詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺等)の被害が後を絶ちません。本市における令和元年中の特殊詐欺認知件数は90件でした。

被害の多くが電話を利用したものであることから、被害防止のため、迷惑電話防止機能付き電話機の購入費補助を令和2年10月1日から開始しました。

通話を録音する旨の警告メッセージが流れた後、自動的に録音する機能の付いた電話機の購入を促進し、特殊詐欺被害の抑制を図ります。

(2) 消費者被害の防止

- ◇消費者被害を未然に防止し、高齢者の財産を守ります
- ◇消費者被害の事例や相談窓口の周知を図るため、各種講座の開催や講師派遣を行います

① 消費生活相談の実施

令和元年度の消費生活相談件数3,313件のうち、51.7%にあたる1,713件が60歳以上の高齢者から寄せられました。相談につながっていない被害も含めると、多くの高齢者が悪質商法等の消費者被害に遭っていると推測されます。

高齢者は「健康上の不安に付け込まれる」、「情に訴えられると断れない」などの理由から、悪質商法の被害に遭いやすく、また、その手口は多様化・複雑化しています。さらに、被害に遭っても、「周りに迷惑を掛けたくない」、「被害に遭って恥ずかしい」などの気持ちから、相談をためらってしまいます。

消費者被害に遭ってしまったのではと不安を抱えている市民が、早期に相談できるよう消費生活相談窓口を周知し、専門員による相談を受け付けます。

消費生活相談窓口 046-821-1314 横須賀市消費生活センター

※月～金曜日(年末年始・祝日を除く)9時～16時 (市内在住の人のみが対象です)

【主な悪質商法の手口】

手 口	内 容
インターネット通販の詐欺サイト	大手企業を模倣したサイトで消費者を信用させ、代金決済後、商品を送らない、偽物などを送り付けるなどの手口
定期購入トラブル	「お試し価格〇円」といった広告を見て、一回限りの購入と思い注文すると、定期購入になっていたという手口
点検商法	家庭を訪問し、無料で点検するといって上がり込み、点検後に不安をあおって契約を結ばせる手口
利殖商法	専門知識に疎い人に「必ず値上がりする」などといった巧みなセールストークを駆使して出資を促す手口
送り付け商法	注文していない商品が勝手に送り付けられ、代金を請求される手口
架空請求	契約した覚えのない、商品やサービスなどを「架空」の費目で請求し、金品をだまし取る手口

② 市民への周知啓発

消費者被害を未然に防ぐ、または早期に適切な対応をするためには、被害の典型的な事例を一人でも多くの人に知ってもらうことが重要です。講座の実施やリーフレット等を活用し、情報の発信に努めます。

ア 悪質商法被害防止講座の実施

市民が悪質商法の被害に遭わないよう、消費生活相談員等による講話と質疑応答形式での講座を実施します。

イ ラジオ番組放送による啓発

悪質商法の手口を紹介し、消費生活に関する啓発や注意喚起を行うラジオ番組「甘い話には裏がある」を月1回(毎月第1火曜日15時から)FM ブルー湘南で放送します。

再現ドラマ形式で紹介することにより、番組を聴いた人が悪質商法の手口をイメージしやすいよう取り組みます。

ウ 消費者被害未然防止キャンペーンの実施

悪質商法被害の未然防止と消費生活センターの周知のため、啓発物品(ティッシュ)の配布を年6回行います。

エ 「よこすか暮らしのニュース」、「よこすか消費生活レポート」の発行

消費生活に関するトラブル等の解決方法や悪質商法の被害防止に役立つアドバイスを紹介するため、「よこすか暮らしのニュース」を年3回、「よこすか消費生活レポート」を年3回発行します。

オ 消費者啓発用回覧板の配付

消費者被害の典型的な事例や相談窓口の周知のため、横須賀市連合町内会の協力により町内会・自治会用に「消費者啓発用回覧板(バインダー)」を配付します。一人でも多くの市民に周知できるよう、各戸の回覧に活用していただきます。

(3) 災害等に対する備え

- ◇災害発生時に被害を最小限に抑えるため、地域の協力者とともに地域防災力の向上に取り組めます
- ◇火災の発生を防止し、高齢者の命と財産を守るため、防火意識の普及啓発を図ります
- ◇けがや事故を予防し、安全で健やかな生活を送れるよう予防救急の普及啓発を図ります

① 災害時要援護者に対する支援体制の整備

災害発生時に町内会・自治会、民生委員児童委員、消防団員等の地域の協力者を主体とした安否確認、避難誘導を行うため、横須賀市災害時要援護者支援プランに基づき、ひとり暮らし高齢者等のうち「災害時要援護者」として登録に同意した人の名簿を町内会・自治会および民生委員児童委員に提供します。

近年、全国で台風等の大雨による被害が深刻化していることに伴い、土砂災害による被害を未然に防ぐため、令和2年度から名簿に「土砂災害警戒区域の該当の有無」を追加しました。

地域の協力者は日頃から要援護者との交流を深め、身体状況や避難支援の方法等について確認します。

個人情報近隣住民に知られることに抵抗を感じ、登録をためらうことがないよう、災害時要援護者名簿の趣旨と個人情報保護の取り組みを周知していきます。

横須賀市災害時要援護者支援プラン(平成21年3月策定)について

大規模災害が発生した直後において、行政による公助の支援には時間的な限界等があることから、災害から自らを守ることが困難な高齢者等の方々に、迅速かつ安全な避難等をしていただくために、地域の共助による支援体制の充実が不可欠となります。

本市では、平成21年3月に「横須賀市災害時要援護者支援プラン」を策定し、各地域における支援体制の充実に努めています。

② 福祉避難所の開設

大規模地震等発生時に、震災時の避難所となる小中学校体育館等での集団による避難生活が困難となる高齢者、障害者等のうち、特別な配慮を必要とする人を受け入れる福祉避難所の設置が求められています。

本市では、地域防災計画に基づく福祉対策部活動細部計画に地震等の大規模災害時に必要に応じて、各避難所に一次福祉避難所を設置する事を定めるとともに、より多くの支援を必要とする人のため、二次および三次福祉避難所を開設します。

また、近年の台風による全国的な被害を受け、自主避難所に高齢者を含む要配慮者が来所した場合を想定し、福祉避難所を開設する訓練を令和2年度に実施しました。今後も大雨や台風に備えた福祉避難所の体制整備に取り組みます。

③ 自主防災組織の活動支援

大規模な災害は、同時多発的に被害が発生します。そのとき、行政は全力で被害の拡大を防ぐ活動を行いますが、特に発生 of 初期の段階では、どうしても地域住民の連携による自主防災活動が災害による被害を軽減(減災)させるために不可欠となります。

地域の防災意識の向上や人材の育成、防災器材整備の補助等を実施し、自主防災組織の活動を支援します。

ア 自主防災組織連絡協議会の開催

横須賀市自主防災組織連絡協議会は市内の町内会・自治会等の防災組織の代表者で構成され、役員は全ての連合町内会長です。

自主防災組織の連携を図り、広域的な災害への対応力の強化を目的として、防災意識の啓発や自主防災組織相互の情報交換を行います。

イ 各種防災器材等の購入補助

自主防災組織または自主防災会が各種防災器材等を整備する場合、購入整備に係る費用の一部を補助しています。

【補助対象となる資器材等】

- | | | |
|-----------|---------|---------|
| ○情報収集伝達用具 | ○初期消火用具 | ○救出用具 |
| ○救護用具 | ○避難誘導用具 | ○給食給水用具 |
| ○器材収納用具 | ○防災服等 | |

ウ 自主防災指導員育成講習会の開催

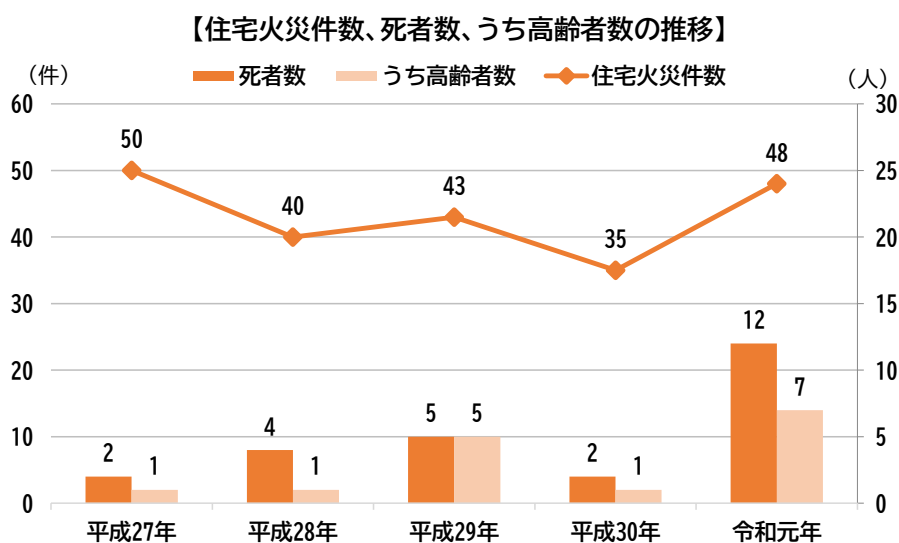
座学のほか実技訓練や図上訓練を行う自主防災指導員育成講習会を開催します。

地域の防災リーダーを養成し、自主防災組織の活性化および地域防災力の向上を図ります。

④ 防火意識の普及啓発

近年、住宅火災による死者数は住宅用火災警報器の普及とともに減少傾向にあるものの、令和元年(平成31年1月1日～令和元年12月31日)は12名が犠牲となっています。過去5年の死者数を年齢別でみると、高齢者が約6割を占めるなど、高齢者が住宅火災の犠牲となる割合が増加傾向にあります。また、その多くの家庭で住宅用火災警報器が設置されていませんでした。

防火意識の普及啓発を図ることで火災の発生を防止し、高齢者の命と財産を守るとともに、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。



※横須賀市消防局資料より

ア リーフレット等を活用した普及啓発

住宅用火災警報器の設置を義務化して以降の平成20年から令和元年までの12年間で、住宅用火災警報器を設置している住宅と設置していない住宅を比較すると、住宅火災における死者数は約6割減少し、全焼火災は約7割減少しています。本市の住宅用火災警報器設置率は約8割で、多くの世帯に普及している一方で未だ約2割の世帯で設置されていない状況です。

住宅火災の被害を抑えるために、住宅用火災警報器の設置および10年経過した機器取り換えの重要性について、リーフレット等を活用し広く市民へ周知していきます。

【普及啓発の取り組み例】

- 春・秋の火災予防運動期間中の防火訪問、主要駅前での広報およびリーフレット等の配布
- 各消防イベントでの広報およびリーフレット等の配布
- 町内会等で実施する防災訓練等での広報およびリーフレット等の配布
- 広報紙、横須賀市ホームページ、SNS 等による広報

【周知啓発リーフレット】

大切な家族の命と財産を守るための 住宅用火災警報器！

あなたの命はこの警報器が守る

過去の住宅火災から
住宅用火災警報器の効果が立証されています！

警報器を設置すれば
**死者は約6割減少
全焼火災は約7割減少**

警報器の種類は煙式と熱式の2種類

煙式警報器

煙を感知して音や音声により、火災の発生を早期に知らせるものです。

熱式警報器

熱を感知して音や音声により、火災の発生を早期に知らせるものです。

多くの火災では、煙がいち早く天井等に届くため、熱式警報器より煙式警報器の方が早く知らせてくれます。

どこにどの種類の警報器を取り付ければいいのか？

煙式警報器
寝室・台所・階段に取り付けてください。

熱式警報器
台所のみ取り付けることができます。

※台所には熱式・熱式でも取り付けられますが、調理中にあまり煙が出ない場合は煙式の取り付けをお勧めします。

取り付けたり、交換するのに
お金がかかる～
高いだろう～

でも、よく考えたら！
これを10年間使えたら
1日にすると○○円！
それで家族が安心して
暮らせるなら安いかも！

住宅用火災警報器は維持管理が大切です。

定期的に作動確認をしましょう。
住宅用火災警報器は電池が切れると作動しなくなります。

定期的な点検ボタンを押すなどして作動確認を行うってください。

作動確認の方法は機種によって異なりますので、取扱説明書をご覧ください。

汚れていたらお手入れをしましょう。
警報器はホコリなどが付くと誤作動をする場合があります。

汚れている際や定期的に乾いた布などで汚れやホコリを拭き除きましょう。

お掃除の方法は機種によって異なりますので、取扱説明書をご覧ください。

設置後10年を目安に交換してください。

定期的な点検ボタンを押すなどして作動確認を行うってください。

作動確認の方法は機種によって異なりますので、取扱説明書やメーカーのホームページをご覧ください。

住宅用火災警報器の発報事例

顔をコンロにかけたまま外出！！
一睡客の主人が、顔に火をつけたまま外出したことから内装材が燃え、警報器が発報したことから、作動の遅い火警報器に気づき、119番通報し、消防隊がコンロの火を消したことで、火事には至りませんでした。

夜中の住宅火災で命が助かった事例！！
夜中、2階で就寝中に住宅用火災警報器の発報に気づき、目を覚まし、1階へ下りて台所から火が燃え、煙が充満していた。火に気づき、寝ている家族を起こして、全家族に避難することができた。1階に充満していた煙は、避難時には2階へと広がっていた。あと数分経っていたら、大惨事になっていたかもしれない。

イ ひとり暮らし高齢者等の防火訪問の実施

過去5年間で住宅火災の犠牲となった死者数のうち、約3割がひとり暮らし高齢者でした。高齢者の中には、身体機能等の低下により、火災に気づくことが遅れてしまう人がいます。さらに、ひとり暮らしであると、誘導してくれる人がいないため、避難が遅れてしまう危険があります。

火災を早期発見し、逃げ遅れてしまうことを防ぐためには住宅用火災警報器の設置が重要です。また、警報音により、近隣住民に助けを求めることができるほか、周囲の住宅への被害拡大を防ぐことができます。

火災予防運動の一環として、ひとり暮らし高齢者宅を含む一般家庭に消防職員が直接訪問し、住宅用火災警報器の設置状況調査および防火安全指導等を年2回(11月と3月)実施します。

【ひとり暮らし高齢者宅防火訪問件数】

区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問件数	1,724件	1,027件	1,500件	1,500件	1,500件	1,500件

※令和元年度は、コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月途中で訪問を中止

※令和2年度は、コロナウイルス感染症対策のため、リーフレット投函により代替

※令和2年度以降は見込み量

⑤ 予防救急の普及啓発

転倒や転落によるけがのため、救急車で搬送される件数は年々増加しています。特に転倒による搬送は全年齢層で多く、65歳以上の高齢者では搬送理由の半数以上を占めています。

ほんの少しの注意や事前の対策といった、日頃からの心がけや環境づくりに取り組むことで、けがや事故を予防することを予防救急といいます。

普段の生活を振り返り、転倒などの原因となる物が床に置かれていないか、階段に手すりなどはあるか、などをチェックシートで確認できる予防救急リーフレットを配布し、周知を図ります。

事故防止への意識の高揚を図り、安全で健やかな生活を送れるよう、予防救急の普及啓発に取り組みます。

【予防救急リーフレット】



⑥ 救急車の適正利用の推進

病気やけがをしたとき、「病院に行ったほうがよいか」、「行くならば救急車を呼ぶべきか」、「自分で病院や診療所を受診したほうがよいか」などを自ら判断することは、困難な場合があります。

令和元年中(平成31年1月1日～令和元年12月31日)の救急出動のうち約半数は入院を必要としない軽症の人でした。

救急車の適切な利用を促進するため、ガイドブックの配布や患者等搬送事業者の周知を実施します。

ア 救急受診ガイドの発行

症状別の質問に「はい」、「いいえ」で答えることで、ためらわず救急車を呼ぶべき緊急度の高い症状か、数時間以内に病院の受診が必要かなどを判別し、救急車の利用判断の一助とするため、「救急受診ガイド」を発行します。

【救急受診ガイド】



イ 患者等搬送事業者の周知

救急車の数には限りがあるため、救急車を呼ぶほど緊急性がない場合、また医療機関への通院や入退院、転院時の搬送、またストレッチャーや車椅子で移動が必要な場合には患者等搬送事業者の利用を推奨しています。

市民が安心して利用できるよう、横須賀市および三浦市に所在する患者等搬送業務を行う事業者のうち、一定の基準に適合した事業者を「横須賀市消防局患者等搬送認定事業者」として認定します。

【患者等搬送事業者認定数(令和2年10月1日時点)】

区 分	事業者数
ストレッチャーおよび車椅子認定業者	11 事業者
車椅子認定業者	1 事業者

(4) 交通安全の推進

◇交通の安全を確保し、安全で安心なまちづくりを進めます

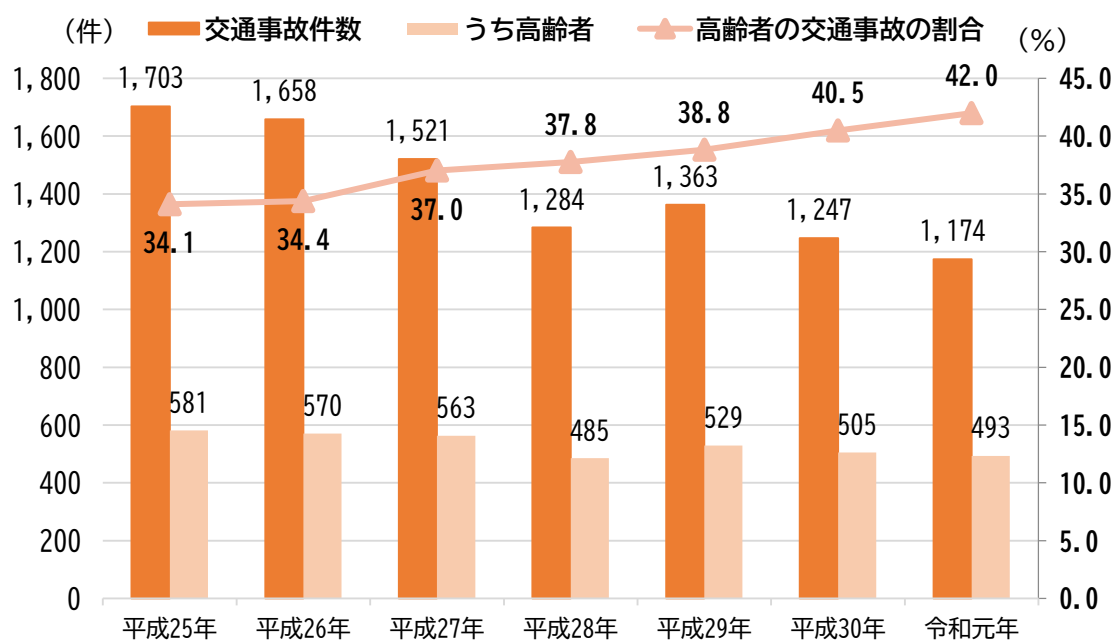
① 高齢者交通安全教室の開催

令和元年の交通事故件数1,174件のうち、65歳以上の高齢者の事故は493件で、全体の40%以上を占めています。市内の交通事故件数は減少傾向にある一方、高齢者の交通事故が占める割合は高くなっています。

交通事故の発生は、高齢者の加齢に伴うさまざまな心身の変化など、高齢者特有の事情も原因の一つであると考えられます。

町内会・自治会、老人クラブなどを対象に、交通安全教育指導員による交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【交通事故件数、高齢者事故件数および高齢者の交通事故割合の推移】



※「横須賀市内の交通事故統計」各年より

② 交通安全運動の実施

交通安全運動を市民全体で効果的に行うため、警察、交通安全協会等の交通安全関係機関・団体からなる「横須賀市交通安全対策協議会」を組織し、市民協働による交通安全運動を展開しています。

春の全国交通安全運動、夏の交通事故防止運動、秋の全国交通安全運動、年末の交通事故防止運動の期間中に啓発ティッシュや反射材などの啓発物品の配布、各種催し等を関係機関等の協力により実施します。

③ 交通安全活動物品の支給

児童等の登下校時の横断サポートをはじめ、地域における交通安全活動を計画的に行う団体に対し、横断指導旗、ジャンパーや帽子、腕章などの物品を支給し、活動を支援します。